

2018年10月10日 株式会社

本件資料 (43-14カウ)

資料 ②0-①

土地売買契約書



土地売買について、売渡人 **竹之内資郎、竹之内夏彦** を甲とし、買受人 知多市長 **近藤昇吉** を乙として、甲乙当事者の間に次の契約を締結する。

第1条 甲は末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を **越地排水路排水路新設** 用地として、第2条の売買代金をもって乙に売渡し、乙は、これを買受けるものとする。

第2条 この土地の売買代金は、金 **197,640** 円とする。

第3条 この土地を昭和 **54年3.31月** 日（別途締結する物件移転補償契約に基づく物件移転の完了する日）までに、乙に引渡すものとする。

第4条 甲は、この土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定、もしくは存するときは、引渡しの前日までに当該権利を消滅させるものとする。

第5条 甲は、乙がこの土地の所有権移転登記の嘱託をする為に必要な関係書類その他、乙が必要と認めて提出を求めた書類をただちに乙に提出するものとする。

第6条 この契約締結にともなって要する契約書、委任状等にちょう付する収入印紙に要する費用は乙の負担とする。

2 この土地に対する公租公課は引渡しの前日、又は、所有権移転登記の前日までの属する年度に対するものは甲が負担するものとする。

第7条 乙は、第2条の売買代金を、この土地の引渡を受け、かつ、この土地の所有権移転登記の完了したのち、甲の請求に基づき遅滞なく甲に支払うものとする。

第8条 甲は、この契約の締結後においては、この土地を第三者に譲渡し、この土地について所有権以外の権利を設定し、物件を設置し、または、乙の同意なくして土地の形質を変更しないものとする。

2 甲が前項の規定に違反し乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

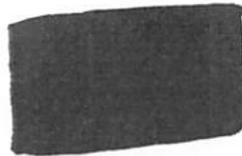
第9条 乙は、甲の債務不履行があったときは、この契約を解除することができるものとする。

第10条 この契約の内容または、この契約の履行に関し関係者から異議の申立てが

土地売買契約書



- 土地売買について、売渡人 **竹田 文男** を甲とし、買受人 知多市長 **近藤 昇吉** を乙として、甲乙当事者の間に次の契約を締結する。
- 第1条 甲は末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を **越地排水路排水路新設** 用地として、第2条の売買代金をもって乙に売渡し、乙は、これを買受けるものとする。
- 第2条 この土地の売買代金は、金 **10,870** 円とする。
- 第3条 この土地を昭和 **54年3月31日**（別途締結する物件移転補償契約に基づく物件移転の完了する日）までに、乙に引渡すものとする。
- 第4条 甲は、この土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定、もしくは存するときは、引渡しの前日までに当該権利を消滅させるものとする。
- 第5条 甲は、乙がこの土地の所有権移転登記の嘱託をする為に必要な関係書類その他、乙が必要と認めて提出を求めた書類をただちに乙に提出するものとする。
- 第6条 この契約締結にともなって要する契約書、委任状等にちょう付する収入印紙に要する費用は乙の負担とする。
- 2 この土地に対する公租公課は引渡しの前日、又は、所有権移転登記の前日までの属する年度に対するものは甲が負担するものとする。
- 第7条 乙は、第2条の売買代金を、この土地の引渡を受け、かつ、この土地の所有権移転登記の完了したのち、甲の請求に基づき遅滞なく甲に支払うものとする。
- 第8条 甲は、この契約の締結後においては、この土地を第三者に譲渡し、この土地について所有権以外の権利を設定し、物件を設置し、または、乙の同意なくして土地の形質を変更しないものとする。
- 2 甲が前項の規定に違反し乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。
- 第9条 乙は、甲の債務不履行があったときは、この契約を解除することができるものとする。
- 第10条 この契約の内容または、この契約の履行に関し関係者から異議の申立てが



土地売買契約書

土地売買について、売渡人 **竹田 雅文** を甲とし、買受人 知多市長 **近藤昇吉** を乙として、甲乙当事者の間に次の契約を締結する。

第1条 甲は末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を **越地排水路排水路利設** 用地として、第2条の売買代金をもって乙に売渡し、乙は、これを買受けるものとする。

第2条 この土地の売買代金は、金 **1,016,870** 円とする。

第3条 この土地を昭和 **54年3.31** 月 日（別途締結する物件移転補償契約に基づく物件移転の完了する日）までに、乙に引渡すものとする。

第4条 甲は、この土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定、もしくは存するときは、引渡しの前日までに当該権利を消滅させるものとする。

第5条 甲は、乙がこの土地の所有権移転登記の嘱託をする為に必要な関係書類その他、乙が必要と認めて提出を求めた書類をただちに乙に提出するものとする。

第6条 この契約締結にともなって要する契約書、委任状等にちょう付する収入印紙に要する費用は乙の負担とする。

2 この土地に対する公租公課は引渡しの前日、又は、所有権移転登記の前日までの属する年度に対するものは甲が負担するものとする。

第7条 乙は、第2条の売買代金を、この土地の引渡しを受け、かつ、この土地の所有権移転登記の完了したのち、甲の請求に基づき遅滞なく甲に支払うものとする。

第8条 甲は、この契約の締結後においては、この土地を第三者に譲渡し、この土地について所有権以外の権利を設定し、物件を設置し、または、乙の同意なくして土地の形質を変更しないものとする。

2 甲が前項の規定に違反し乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

第9条 乙は、甲の債務不履行があったときは、この契約を解除することができるものとする。

第10条 この契約の内容または、この契約の履行に関し関係者から異議の申立てが

2018年10月18日 (43 → 44印)

市工本簿料資料

資料 ②4-①



土地売買契約書

土地売買について、売渡人 **竹田文男 竹田雅文** を甲とし、買受人 知多市長 **近藤昇吉** を乙として、甲乙当事者の間に次の契約を締結する。

第1条 甲は末尾記載の土地（以下「この土地」という。）を **越地排水路排水路新設** 用地として、第2条の売買代金をもって乙に売渡し、乙は、これを買受けるものとする。

第2条 この土地の売買代金は、金 **42,700** 円とする。

第3条 この土地を昭和 **54年3.31月** 日（別途締結する物件移転補償契約に基づく物件移転の完了する日）までに、乙に引渡すものとする。

第4条 甲は、この土地に質権、抵当権、又は先取特権が設定、もしくは存するときは、引渡しの前日までに当該権利を消滅させるものとする。

第5条 甲は、乙がこの土地の所有権移転登記の嘱託をする為に必要な関係書類その他、乙が必要と認めて提出を求めた書類をただちに乙に提出するものとする。

第6条 この契約締結にともなって要する契約書、委任状等にちよう付する収入印紙に要する費用は乙の負担とする。

2 この土地に対する公租公課は引渡しの前日、又は、所有権移転登記の前日までの属する年度に対するものは甲が負担するものとする。

第7条 乙は、第2条の売買代金を、この土地の引渡を受け、かつ、この土地の所有権移転登記の完了したのち、甲の請求に基づき遅滞なく甲に支払うものとする。

第8条 甲は、この契約の締結後においては、この土地を第三者に譲渡し、この土地について所有権以外の権利を設定し、物件を設置し、または、乙の同意なくして土地の形質を変更しないものとする。

2 甲が前項の規定に違反し乙に損害を与えたときは、その責を負うものとする。

第9条 乙は、甲の債務不履行があったときは、この契約を解除することができるものとする。

第10条 この契約の内容または、この契約の履行に関し関係者から異議の申立てが

